

せたな町小形風力発電(20kw未満)施設建設に関するガイドライン

平成30年 3月 1日制定

1. 目的

本ガイドラインは、せたな町において小形風力発電(20kw未満)施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備(以下「小形風力発電施設等」という。)の建設にあたって、せたな町民の安全・安心及び環境保全、景観形成の観点から、小形風力発電施設等の建設をしようとするもの(以下「事業者等」という。)が事業の概要を明らかにするための手順や自主的に遵守すべき事項を定めることを目的とする。

2. 対象となる施設

(1) 対象施設

このガイドラインの対象となる施設は、せたな町における小形風力発電施設等の新設、増設又は改修をする場合を対象とする。

(2) 対象地域

このガイドラインの対象地域は、せたな町全域とする。

なお、せたな町民の暮らしの安全・安心及び健康被害、騒音問題、景観保全等の観点から住宅地周辺への建設は避けることとする。

3. 建設等にあたっての基準

(1) 住宅等からの距離

対象となる小形風力発電施設等については、住宅等から原則200m以上はなれていることとする。ただし、地権者並びに周辺居住者等の了承がある場合はこの限りではない。この場合における住宅等と小形風力発電施設等の距離は、風車の破損等における周辺への影響を避けるため、概ね100m以上になるよう努めるものとする。

※1 住宅等には、学校・認定こども園・保育園等の文教施設、病院等の医療機関、保健福祉施設等を含むものとする

※2 住宅等との距離は、住宅等と風車におけるタワーの基礎部分との水平距離をいう。

(2) 騒音

最も近い住宅等において、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準「専ら住宅のように供される地域」に係る基準値内(昼間55db以下、夜間45db以下)とする。

(3) 低周波音

最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないものとする。

(4) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないよう十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(5) 自然環境

小形風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(6) 景観

①事業者等は、小形風力発電施設の建設等にあたって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画するものとする。

②小形風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周辺の環境・景観と調和が図れるものとする。

③事業者等は、環境に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずるものとする。

④事業者等は、小形風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

(7) 光害

事業者等は、小形風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物等の周辺環境への影響が発生しないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(8) 災害（事故）防止

①事業者等は、災害（事故）発生時の緊急連絡体制を整備するものとする。

②雨水・雪解水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずるものとする。

(9) 文化財

事業者等は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第1条に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財（史跡、名勝地当を含む）及び埋蔵文化財以外の文化財についても、小形風力発電施設等の建設等による影響から保護するよう努めるものとする。

4. 建設等にあたっての調整手順

(1) せたな町の窓口

事業者等は、せたな町まちづくり推進課をせたな町の窓口として、小形風力発電施設等の建設等について、せたな町の所管課と協議するものとする。

(2) 関係者等への事業説明及び議事録の作成

事業者等は、建設等を予定している小形風力発電施設等から200m以内に住宅等がある場合は、その関係者等（地権者及び居住者等）に事業内容を説明し以下の議事録を作成するものとする。

①説明日時及び場所

②説明者名

③説明状況（内容）

④関係者の意見・要望

⑤関係者の意見・要望に対する回答内容

⑥事業説明の対象となる住宅等の所在地及び騒音値（小形風力発電施設等建設前）

⑦その他必要事項

なお、説明会で出された質疑、意見、要望等には適切に対応するものとする。また、事業に係る進捗状況等について、関係者に対し情報提供を行うものとする。

（３）法規制に係る協議

事業者等は、小形風力発電施設等の建設等に係る法規制等について、せたな町の所管課及び関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

５．小形風力発電施設等の建設等に関する届出

事業者等は、国の再生可能エネルギー発電事業認定計画認定申請を行う前までに、せたな町に対し小形風力発電設備等の建設等に関する届出書（様式１）に必要な関係書類を添えて提出するものとする。ただし、再生可能エネルギー発電事業計画認定申請が済んでいる場合には、速やかに届出書を提出するものとする。なお、届出書提出後、事業の変更又は中止する場合には、小形風力発電施設等の建設等変更（中止）届出書（様式２）をせたな町に提出するものとする。

６．建設後の維持管理等

（１）事業者等は、小形風力発電施設等の建設等が完了したときは、小形風力発電施設等の建設等完了報告書（様式３）を建設完了後３０日以内にせたな町に提出するものとする。

（２）事業者等は、小形風力発電施設等について、正常な機能を維持し、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合は、速やかに事故等報告書（様式４）をせたな町に提出するものとする。

（３）事業者等は、建設等完了後の小形風力発電施設等による騒音、電波障害等の周辺環境への影響が発生した場合は、原因を調査し、誠意を持って対応するとともに、事故等報告書（様式４）をせたな町に提出するものとする。

（４）事業者等は、設備又は事業実施体制等の変更が生じた場合は、速やかに小形風力発電施設等変更（中止）届出書（様式２）に関係書類を添えてせたな町に提出するものとする。

（５）事業者等は、小形風力発電施設等を廃止又は譲渡する場合は、小形風力発電施設等廃止（譲渡）報告書（様式５）をせたな町に提出するものとする。なお、廃止した場合について、撤去までの期間、建設基準法の規定を遵守し、風車の倒壊等による周辺への危険がないよう適切に管理するものとする。また、小形風力発電施設等の撤去及び処分は、廃棄物処理法の関係法令を遵守し、可能な限り速やかに行うものとする。

７．ガイドラインの見直し

このガイドラインは、社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すものとする。

8. その他

- (1) 事業者等は、小形風力発電施設等に関して、住民等から苦情等の申し出があった場合は、その内容をせたな町に報告するとともに、誠意を持って対応するものとする。
- (2) 本ガイドラインに定める「住宅等までの距離」については、本ガイドラインの施行日以降、国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請を行う計画から摘要するものとする。
- (3) 本ガイドラインを遵守しない事業者等については、事業者等名、事業概要等を公表するものとする。